

豚コレラ及びりんご黒星病緊急対策について

1 豚コレラ緊急対策

国内で豚コレラの発生地域が広がり、本県でも発生するリスクが急速に高まっている現状に鑑み、早急に養豚場でのウイルス侵入防止の取組みを進めるため、緊急対策を講じる。

(1) 県単独補助制度

病原体の侵入防止を図るために必要な施設の整備並びに機械・器具の導入に対して助成を行う（国の事業の対象になっていない下記の事業）

○補助対象

- ・車両消毒用動力噴霧機や防鳥ネット等の病原体侵入防止用機械・資材の導入等に要する経費。
- ・家畜死体保管庫の整備や小動物等侵入防止のための施設修繕等に要する経費

○補助率

県 1/3（ただし、市町村や J A の協調補助を条件に 1/12 を限度として上乘せ）

○事業実施主体

農業協同組合連合会、農業協同組合、養豚経営体、と畜場設置・運営者 等

(2) 無利子融資制度（山形県災害・経営安定対策資金の発動）

国の補助事業（養豚施設にイノシシの侵入を防止するための防護柵への助成）と上記県単独補助事業の補助残に対して融資を行う。

○基準金利 1.3%を県 2/6、市町村 1/6、金融機関 3/6 負担で無利子融資

○貸付限度額 1,000 万円（国・県補助残分に限る）

○償還期限 10 年以内（据置期間：3 年以内）

2 りんご黒星病緊急対策

りんご黒星病の来年の被害軽減対策に向け、県病害虫防除基準に追加した収穫後防除技術の早期定着を図るため、今年度に限り、緊急対策を講じる。

(1) 補助対象

- ・りんご黒星病の越冬菌密度を低減させるために、地域でまとまって行う収穫後防除の薬剤費。
- ・収穫後の追加防除 1 回分を対象。

(2) 補助率

県 1/4、市町村 1/4

(3) 事業実施主体

- ・農業協同組合
- ・3 戸以上の農業者が組織する団体（ただし、代表者の定めがあり、かつ、事務局を有するもの）

【問合せ先】

農林水産部畜産振興課（上記 1 の（1）に関する事）

課長補佐 高橋 徹弥 Tel.023-630-3350

農林水産部農業経営・担い手支援課（上記 1 の（2）に関する事）

課長補佐 堀 雅彦 Tel.023-630-2286

農林水産部農業技術環境課（上記 2 に関する事）

課長補佐 富樫 政博 Tel.023-630-2555

【報道監】農林水産部

次 長 高橋 雅史